

令和6年度
介護職員奨学金返済・育成支援事業費補助金説明資料

Ⅱ 補助金の申請手続き等について

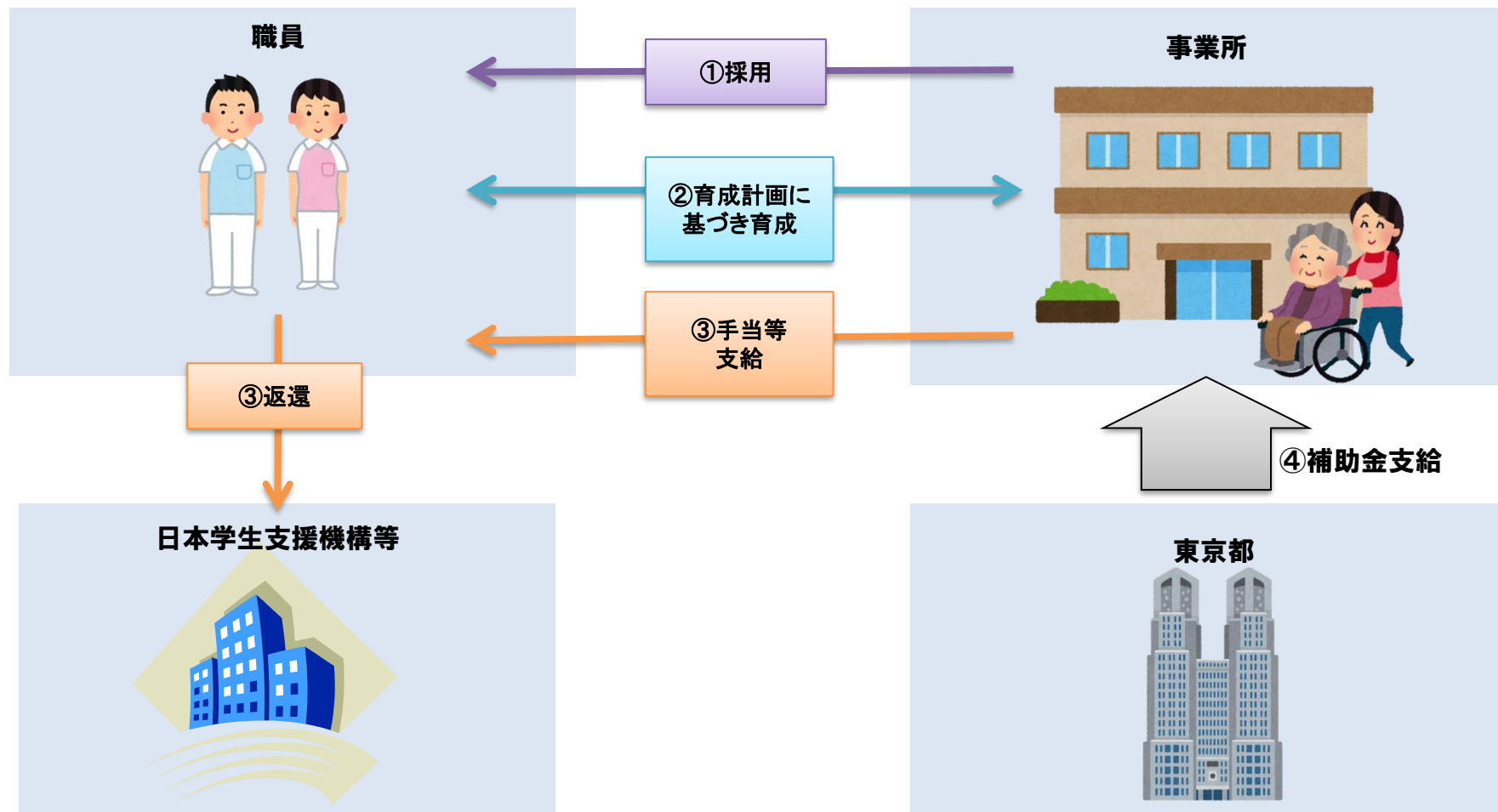
東京都福祉局高齢者施策推進部
介護保険課介護人材担当

目次

- 1. 事業の詳細・注意点について ……P1～P16
- 2. 書類提出について ……P17～P23
- 3. 申請例①基本編(当初申請) ……P24～P27
- 4. 申請例②応用編 ……P28～P32
 (年度途中の補助終了の場合等)

1 事業の詳細・注意点について

- ①介護保険事業所等が介護業務未経験者等を常勤介護職員として採用
- ②育成計画に基づき育成
- ③当該職員が在学中（大学、短大等）に貸与を受けた奨学金の返済相当額を手当等で支給
- ④都が事業者に対して補助



以下の2つの要件を満たす、都内の介護保険施設・事業所

(1) 令和6年4月1日現在、介護職員処遇改善加算Ⅰを取得している事業所(※1)

(2) 令和6年4月1日現在、職員に対する資格取得支援制度を有する事業所(※2)

※1 対象職員が年度途中に開設する新規の事業所に異動する場合、対象職員の異動日時点までに下記加算を取得していれば、本事業の対象とする。

異動日が令和6年4月1日から5月31日までの場合：「介護職員処遇改善加算Ⅰ」

異動日が令和6年6月1日以降の場合：「介護職員等処遇改善加算(新加算)Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅴ(1)、Ⅴ(3)、Ⅴ(8)」のいずれか

※2 「介護職員初任者研修」「実務者研修」「介護福祉士国家試験」3つ全てを対象とする。

令和6年4月2日以降に制度を創設した場合であっても、職員の4月1日以降の資格取得を支援の対象とする場合(4月1日に遡及して適用する)は、本事業の対象となる。

サービスの種類

訪問介護	看護小規模多機能型居宅介護
(介護予防)訪問入浴介護	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
通所介護	(介護予防)認知症対応型通所介護
(介護予防)短期入所生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
(介護予防)短期入所療養介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(介護予防)通所リハビリテーション	地域密着型通所介護
(介護予防)特定施設入居者生活介護	介護老人福祉施設
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護老人保健施設
夜間対応型訪問介護	介護医療院
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	

(注1) 都内に所在する介護保険施設・事業所とする。

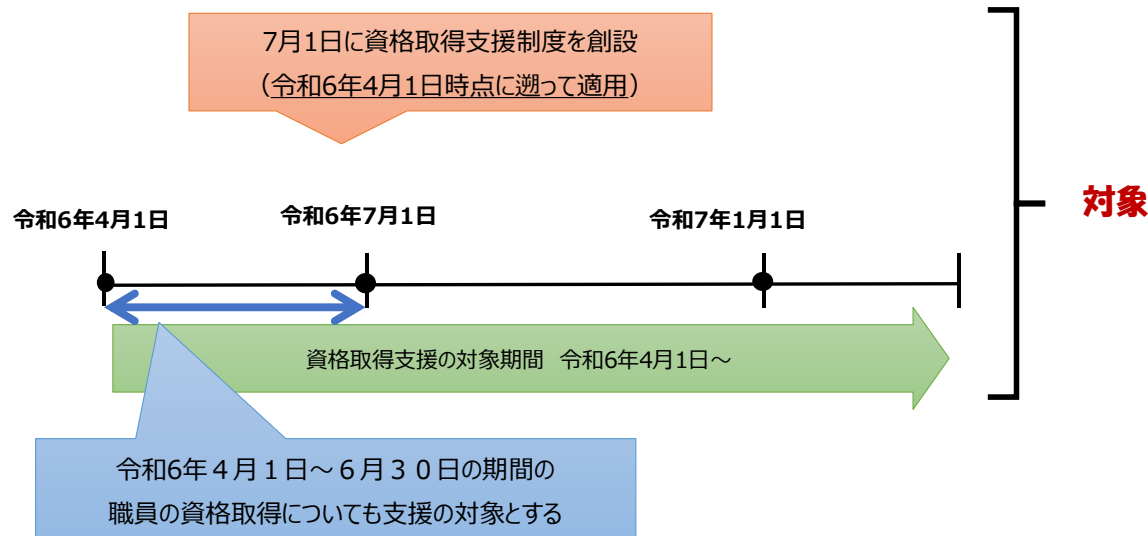
(注2) 国又は地方公共団体が設置・運営する介護保険施設・事業所は除く。(指定管理者が管理するものは対象)

(注3) 介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

令和6年4月1日現在、「介護職員初任者研修」「実務者研修」、「介護福祉士国家試験」の3つ全ての資格取得支援制度を有する。

※資格取得支援制度について、令和6年4月2日以降に制度を創設した場合であっても、職員の4月1日以降の資格取得を支援の対象とする場合（4月1日に遡及して適用する）は、本事業の対象となります。

参考例



※資格取得支援制度は、

①金銭的な支援、②時間的な支援、③職場内での資格取得のための研修実施などです。（Q&A 10～16）

次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、対象事業所に在籍している者

（１）新規対象者（以下①から⑤の全てに該当する者）

- ① 令和６年１月２日から令和７年１月１日までに補助対象事業者^{※１}に常勤の介護職員（有期雇用を除く）として採用されること。
- ② ①の採用日までに、学校等^{※１}を卒業していること。
- ③ 介護福祉士となる資格を有していないこと。
- ④ 奨学金を現に返済していること。
- ⑤ 補助対象事業者^{※１}に採用される日以前に、介護職員として通算６か月を超えて勤務した経験^{※２}がないこと。ただし、学校等の在籍中にアルバイト等として勤務した経験を除く。

（※１）「学校等」とは、学校教育法に定めがある大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び高等学校をいう。

（※２）高齢又は障害分野の事業所において、介護職員として勤務した経験をいう。

（２）継続対象者（以下①から③の全てに該当する者）

- ① 令和５年度に本事業の対象者であった。^{※３}
- ② 奨学金を現に返済していること。
- ③ 常勤の介護職員（有期雇用を除く）として勤務していること。

（※３）平成３１年度、令和２年度、令和３年度又は令和４年度の本事業の対象者であって、長期休業により奨学金返還期限の猶予中であること等のやむを得ない事情によって令和５年度の本事業の対象者とならなかった者を含む。

詳細

- (1) ① 常勤の介護職員とは、週32時間以上勤務する雇用契約を結んでいる者。
- (1) ③ 「介護職員初任者研修」及び「実務者研修」の修了者は対象。
社会福祉士や精神保健福祉士となる資格を有する者は対象。
- (1) ④ 奨学金は、「日本学生支援機構」「地方公共団体(※)」「学校等(対象者が修了又は卒業)」による貸与型に限定。

(※) 高校奨学金事業については、都道府県の所管する公益法人を含む。

※令和6年1月1日以前に法人に採用された介護職員は、令和5年度までに申請しなかった場合、令和6年度以降の補助対象にはなりません。

事業者が奨学金返済相当額として、手当等により支給した額の全額（1人当たり月5万円、年60万円を上限）

詳細

- ① 支給方法は、基本給、手当、賞与（一時金）のいずれか。
- ② 令和6年度に補助対象となる手当等の額は、
新規対象者の場合、補助対象期間の開始月から令和7年3月31日までに対象者に支給した額。
継続対象者の場合、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに対象者に支給した額。
- ③ 補助額は以下3つを比較したうちの最も低い額になりますので、ご注意ください。
ア. 在籍期間中の奨学金返済手当等の対象者への支給額（実際の支給額）
イ. 対象者の奨学金返済額（補助対象期間中）
ウ. 補助基準額

一番小さい額が補助金の支給額

ア. 実際の支給額	イ. 対象者の実際の 奨学金返済額	ウ. 補助基準額
手当等月額×補助対象月数（在籍期間）	（補助対象期間中の返済額）	月5万円×補助対象月数（在籍期間）

【例】

Aさん： 補助対象期間6月～3月、奨学金返済額3万円/月、毎月手当で2万円支給

ア. 2万円×10月＝20万円 イ. 3万円×10月＝30万円 ウ. 5万円×10月＝50万円

※月当たりの手当額は補助基準額5万円以下。



補助金額は20万円

令和6年度は、継続対象者の場合は令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、新規対象者の場合は補助対象期間の開始月から令和7年3月31日までに、補助対象者に支払った奨学金返済手当等が補助の対象となります。
 なお、補助対象とするには、支給日が令和7年3月31日以前である必要があります。「3月分の奨学金返済手当」を4月以降に支給した場合は令和6年度の経費としては対象外となりますので、ご注意ください。

例

- ・手当の支給額 対象職員の一月の奨学金返済額を手当で支給。
 当月分の給与(手当含む)を翌月に支給する。(例:4月分の給与は5月に支給)
- ・奨学金返済額 月賦:1万円 半年賦:6万円(7月・1月)

		令和6年度												令和7年度	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
対象者	奨学金返済額	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	1	1
	賃金計算期間	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	1	1
法人	給与支給		1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	×	1

令和6年度中に法人が支給した額(点線)が補助対象。
 例の場合、5月～3月に支給した23万円が令和6年度の補助対象となる。

補助額は、以下3つを比較したうちの最も低い額になりますので、ご注意ください。

- ①在籍期間中の奨学金返済手当等の対象者への支給額
- ②対象者の奨学金返済額
- ③補助基準額（月5万円×在籍期間）

例：手当で支給する場合

・手当の支給額 手当2万円/月(年間返済額24万円/12ヵ月)
 ・奨学金返済額 月賦:1万円 半年賦:6万円(7月・1月)
 ※分かりやすくするため、奨学金返済手当等制度開始は4月からとします。

予定	令和6年度												単位:(万円)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
対象者 奨学金返済額	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	24
法人 手当で支給	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24

在籍期間4月～12月中の、
 ①手当支給額 18万
 ②奨学金返済額 15万
 ③補助基準額 45万
 (5万×9月)
 を比較して最も低い額15万
 が補助対象となる。

対象者が12月末で退職等により補助の対象外となった場合

実績	令和6年度												単位:(万円)	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	12月までの計
対象者 奨学金返済額	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	24	15
法人 手当で支給	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	18

補助額は、以下3つを比較したうちの最も低い額になりますので、ご注意ください。

- ①在籍期間中の奨学金返済手当等の対象者への支給額
- ②対象者の奨学金返済額
- ③補助基準額(月5万円×在籍期間)

例：一時金・賞与で支給する場合

- ・一時金(賞与)の支給額 一時金(賞与)で年間返済額24万円を支給
- ・奨学金返済額 月賦:1万円 半年賦:6万円(7月・1月)
- ※分かりやすくするため、奨学金返済手当等制度開始は4月からとします。

予定		令和6年度												単位:(万円)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
対象者	奨学金返済額	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	24
	法人 一時金で支給												24	24

在籍期間4月～12月中の、
 ①手当支給額 0
 ②奨学金返済額 15万
 ③補助基準額 45万
 (5万×9月)
 を比較して最も低い額が0
 (支給する前に退職)のため、補助額は0円となる。

対象者が12月末で退職等により補助の対象外となった場合

実績		令和6年度												単位:(万円)
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
対象者	奨学金返済額	1	1	1	7	1	1	1	1	1	7	1	1	24
	法人 一時金で支給												24	24

12月までの計
15
0

一人当たり、補助対象期間の開始月から連続する**5年間**を上限

補助対象期間の開始月は、次の4要件を全て満たした月とする。

- ①職員の採用
- ②奨学金返済手当等制度の創設
- ③奨学金返済手当等の支給開始
- ④奨学金返済開始

※令和6年度は、交付基準日(令和7年1月1日)までに上記の要件を全て満たしていることが必要です。

ただし、秋入学・秋卒業のため交付基準日時点で返済開始前である場合等にご相談ください。

※令和7年1月2日以降に法人に採用された職員については、今年度は補助の対象外となります。

令和7年度にお申込みください。

なお、上記の方に令和7年1月～3月の奨学金返済相当額を支給した分については次年度(令和7年度)の補助の対象にはなりませんのでご注意ください。

(1) 奨学金返済手当支給対象者の育成計画を作成し、手当等を支給していること。

(2) 【令和3年度以降に初めて補助対象となった者】

補助対象期間の開始月から、

- ① 1年以内に介護職員初任者研修を修了
- ② 3年以内に実務者研修を修了
- ③ 4、5年目に介護福祉士国家試験を受験（合否は問わない）すること。

【令和2年度以前に初めて補助対象となった者】

補助対象期間の開始月から、

- ① 2年以内に介護職員初任者研修を修了
- ② 4年以内に実務者研修を修了
- ③ 5年目に介護福祉士国家試験を受験（合否は問わない）すること。

①休業期間中に対象者が奨学金返済を継続する場合

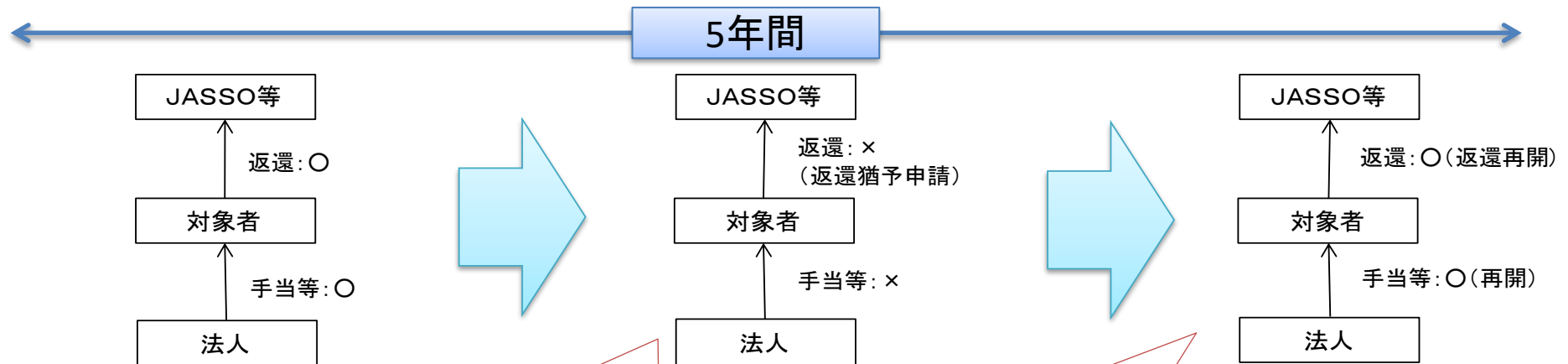
法人から対象者に手当等が支給される場合、補助の対象になります。
また、休業期間は補助対象期間（5年間）のうちに含まれます。

※他の補助要件を満たすことが前提

②休業期間中に対象者が返還猶予制度を活用した場合

以下の取り扱いとなります。また、休業期間は補助対象期間（5年間）のうちに含まれます。

※他の補助要件を満たすことが前提



この期間は奨学金の返済がなく、手当等の支給もないため、補助金の支給の対象とはなりません。
ただし、対象者名と返還猶予期間中である旨を法人が都へ申請することで、復帰後、補助対象となります。
※返還猶予中であることの証明書の提出必須

奨学金の返還を再開し、手当等の支給も再開した場合、補助金支給の対象となります。
ただし、補助対象期間開始月から開始する資格取得要件を満たしている必要があります。
また、返還猶予期間中、補助金の支給はありませんが、補助対象期間5年間の中に含まれます。

補助対象期間・補助条件【令和3年度以降に初めて補助対象となった者】

(例)
令和6年
4月1日
入職

①4/1
職員の採用

②6/1 奨学金返済
手当等制度創設

③10月
手当等支給開始

④10/27
奨学金返済開始

手引きP. 20~22

3月
貸与終了

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

令和6年度

初任者研修を修了

補助
開始月

1年目

令和7年度

1年目

2年目

令和8年度

2年目

実務者研修を修了

3年目

令和9年度

3年目

4年目

介護福祉士
国家試験

令和10年度

4年目

5年目

介護福祉士
国家試験

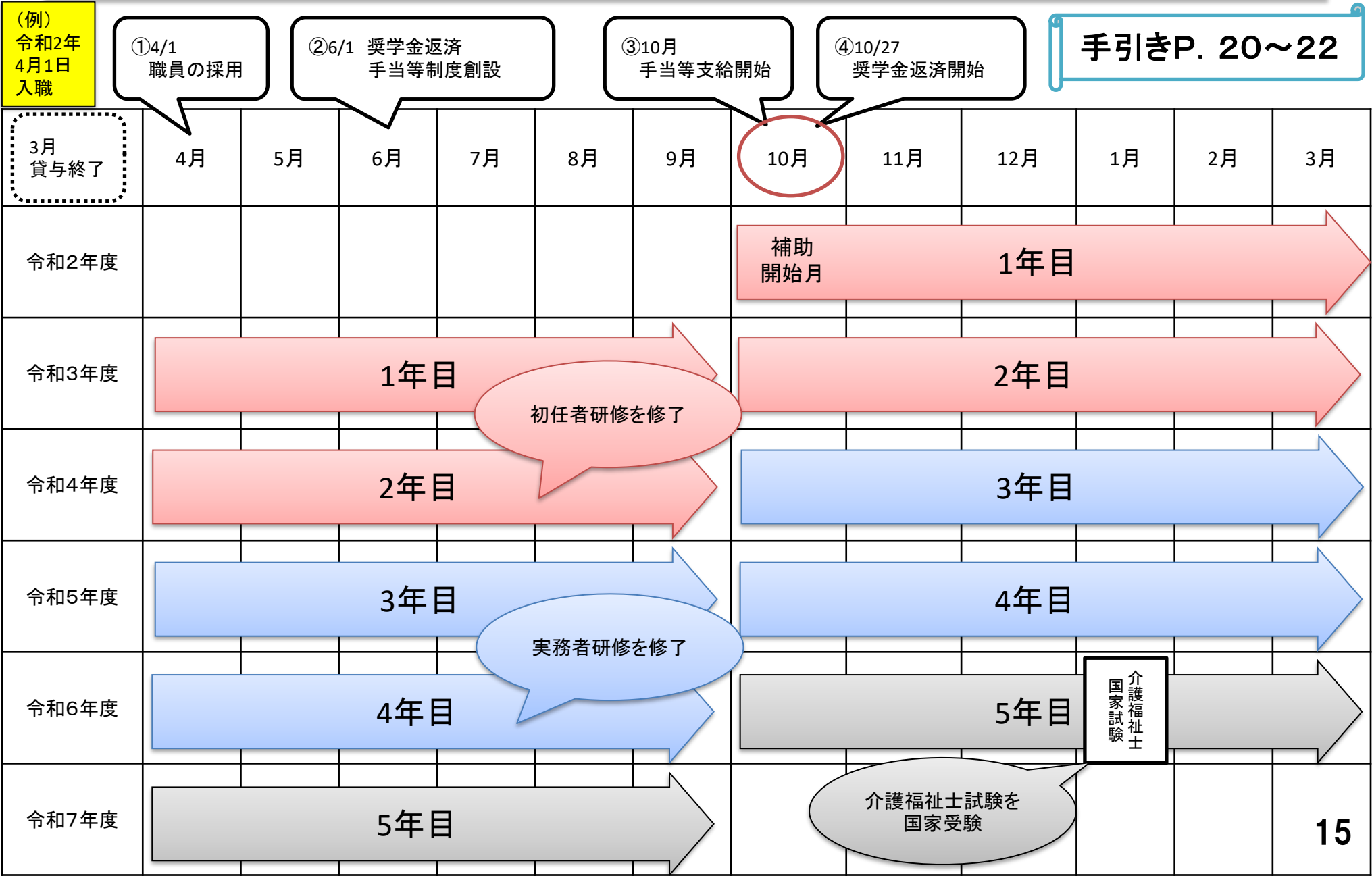
令和11年度

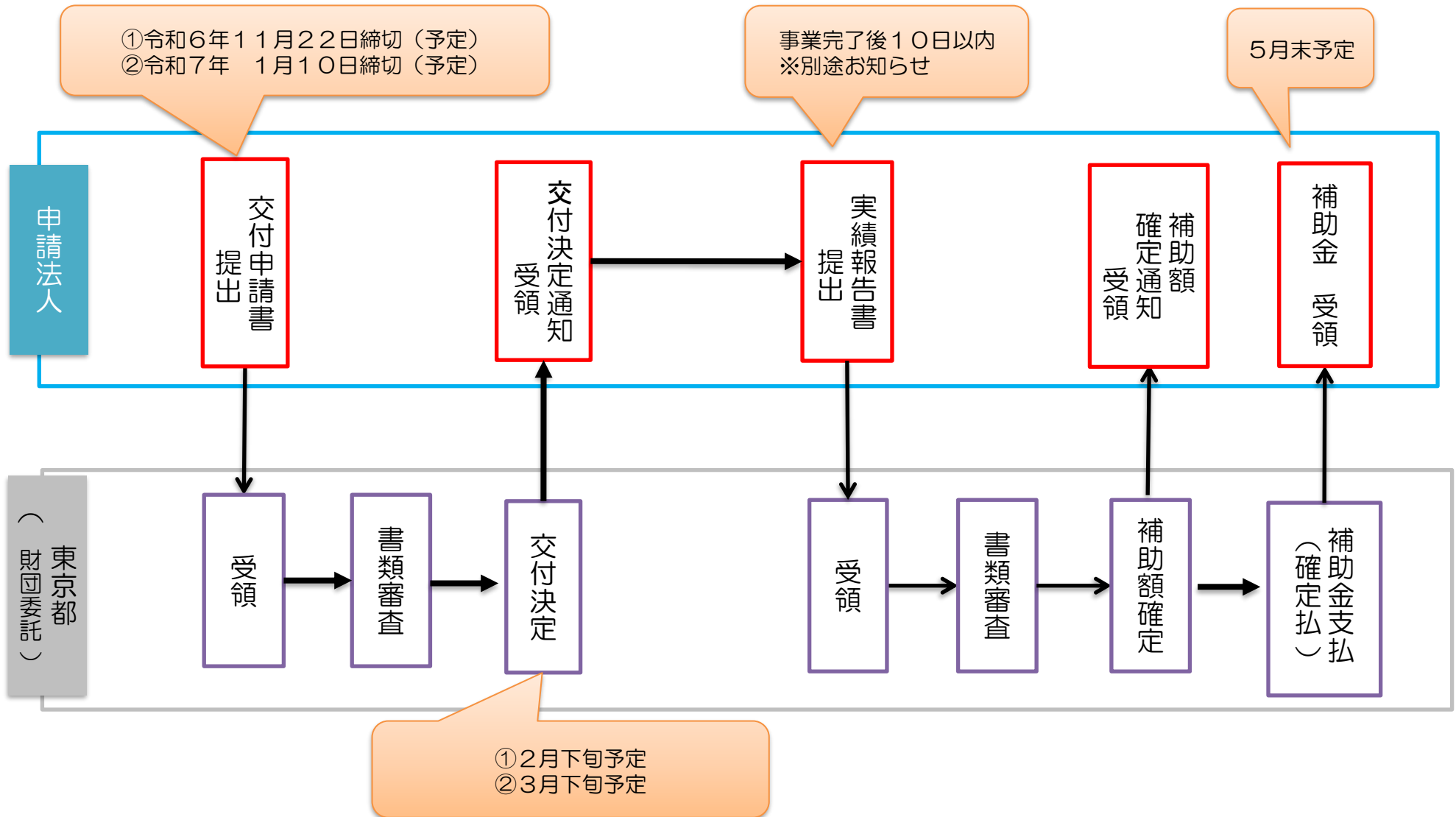
5年目

介護福祉士
国家試験を受験

14

補助対象期間・補助条件【令和2年度以前に初めて補助対象となった者】





2 書類提出について

交付申請書

提出期限【予定】

① 令和6年11月22日(金)

② 令和7年1月10日(金)

※詳細は別途通知

交付決定(予定)
① 令和7年2月下旬
② 令和7年3月下旬

実績報告書

事業完了後10日以内

※詳細は別途通知

支払(予定)
令和7年5月下旬

交付申請 提出書類一覧

手引きP. 28～35

1	介護職員奨学金返済・育成支援事業提出書類一覧（交付申請時）	本票	✓
2	交付申請書 ※1法人1枚	別記様式第1号	✓
3	交付申請内訳（事業所別） ※全事業所分	別記様式第1号-2	✓
4	雇用等証明書兼誓約書	別紙様式1	✓
5	歳入・歳出予算書（抄本） ※全事業所分	参考様式	✓
6	奨学金返還証明書等 ※令和6年4月1日以降に取得したもの ※奨学金を返済中であること及び1月当たりの返済額が分かる書類		✓
7	卒業証書（写）等 ※対象者が卒業した年月日が分かる書類 ※奨学金返還証明書等に記載されている学校名と一致しているかご確認ください ※昨年度申請された対象者の方については、提出不要です。		✓
8	育成計画書、職員キャリアアップ（育成）計画書 ※提出日時点で記載できている範囲までを提出してください	参考様式	✓
9	保有資格に関する書類 ※「保有資格に関する書類の提出について」を確認の上、各職員について、 交付申請時に提出が必要な書類を提出してください。		✓
	介護職員初任者研修修了証（写）		✓
	実務者研修修了証（写）		✓
	介護福祉士試験合格通知（写）		✓
10	資格取得支援制度に関する書類 ※令和6年4月1日時点で職員に対して資格取得支援を行っていることが分かる書類		✓
11	印鑑証明書（原本） ※令和6年4月1日以降に取得したもの		✓

※その他必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります

【必要な項目】

- ①対象者本人の氏名
- ②割賦方法
- ③割賦額
- ④返還期限
- ⑤令和6年4月1日以降の日付
- ⑥学校名
- ⑦令和6年4月以降の返済が確認できること

※日本学生支援機構の証明書発行に時間を要する場合

⇒奨学金返済者本人のマイページ

「スカラネットパーソナル」の画面

（上記①～⑦の項目が確認できる画面を印刷した書類の提出も可能）

「保有資格に関する書類の提出について」（手引きP. 27）にて、各職員について交付申請時に提出が必要な書類を確認してください。

奨学金返還証明書

見 本

対象者本人の氏名

日付

奨 学 生 番 号 810-**-*****

氏 名 機 構 太 郎

学 校 名 機 構 大 学

卒業証書等と学校名が一致

(平成**年**月**日現在)

貸 与 総 額	* , * , * , * , * 円	割 賦 方 法	月 賦	割 賦 率	* , * , * , * , * , * %
割 賦 金	* , * , * , * 円	最 終 回 割 賦			* , * , * , * 円
返 還 回 数	* , * , * 回	残 回 数			* , * , * 回
現 在 の 残 額	* , * , * , * , *	割 賦 額			
元 金	* , * , * , * , *				
利 息	* , * , * , * 円				(**.*年**月分まで)
返 還 残 期 間	****年**月分 から ****年**月分 まで				
備 考	利息には、未到来月分は含んでいない。				

返還期限

上記のとおり相違ないことを証明する。

日付

平成**年 **月**日

東京都新宿区市谷本村町10-7
独立行政法人日本学生支援機構
奨学事業戦略部長

育 英 一 郎

公 印

(印影印刷)

1	介護職員奨学金返済・育成支援事業提出書類一覧（実績報告時）
2	実績報告書 ※ 1 法人 1 枚
3	実績報告内訳（事業所別） ※ 全事業所分
4	歳入歳出決算書（抄本） ※ 全事業所分
5	育成計画書、職員キャリアアップ（育成）計画書
6	手当等支給に係る書類
	就業規則等（写） ※ 手当等を支給する根拠となる書類を提出してください。 賃金台帳（写）又は給与明細（写） ※ 令和7年 3 月 31 日までに支給したことがわかる書類 ※ マーカーを付ける、○で囲む等、該当の手当等がどこに記載されているのか分かるようにしてください。 ※ 他の手当との合算金額が記載されている場合は、奨学金返済手当とその他手当の各金額が分かるよう内訳も記載してください。
7	支払金口座振替依頼書

日付は必ず
空欄で提出

【対象者の雇用状況等に変更がある場合】

10	雇用状況等変更届出書 ※ 以下に該当する場合、提出してください。 ① 交付申請後、対象者が事業所を異動した場合 ② 交付申請後、対象者が改姓した場合 ③ 交付申請後、異動・退職（3 月末時点での異動・退職含む）により補助が終了となった場合 ④ その他、交付申請後に変更事項があった場合（例：勤務時間等）	別紙様式2
----	--	-------

対象者の雇用状況に変更がある場合、提出してください。

- ① 交付申請後、対象者が事業所を異動した場合
- ② 交付申請後、対象者が改姓した場合
- ③ 年度途中で、異動・退職（3 月末時点での異動・退職含む）により補助が終了となった場合

【就業規則等】

奨学金返済相当額を手当や一時金等で支給する根拠となる書類。

【賃金台帳または給与明細】

手当等が実際に支給されていることが確認できる書類。 ※ 他の手当と合算の場合は内訳も明記

◇本事業の補助条件

育成計画書を作成し、育成計画に基づいて対象者を育成すること。

◇様式

事業所独自の様式がある場合は、必須項目が含まれている場合に限り、事業所独自の様式をご提出いただいてもかまいません。

※必須項目については、手引きをご確認ください。

※項目名は、同じ内容であれば異なる表記でもかまいません。

(例)「氏名→名前」、「育成担当者→チューター」など

◇東京都の様式

➤ 新任職員：令和6年度新任職員育成計画書

※育成担当者は、所属長の方が兼務していただくことも可能です。

➤ 2年目以降：令和6年度職員キャリアアップ（育成）計画書

育成(キャリアアップ)計画に基づいて
計画的なキャリアアップを目指す！

令和6年度 新任職員育成計画書						
氏名		職員番号		職種		
入職年月日		保有資格	☐ 無資格 ☐ 初任者研修 ☐ 実務者研修 ☐ 介護福祉士 ☐ その他			
職・氏名						
育成担当者		職	氏名			
所属長						
自己PR						
担当職務						
長所・短所						
活用してほしい能力 今後身に付けたい能力 将来やりたい業務						
育成計画						
	到達目標	指導・育成スケジュール	指導育成方法	達成時期	達成状況	
基本事項	心構え・態度	1				
		2				
	規律	3				
担当職務に関する事項		4				
		5				
		6				
育成記録（年度途中）		月	日	育成記録（年度末）	月	日
新任職員		新任職員				
育成担当者		育成担当者				
所属長		所属長				

育成計画書

◇育成計画の作成期間

- 新任職員：採用月（遅くとも補助対象期間開始月）から3月（年度末）
- 2年目以降の職員：4月（年度初め）から3月（年度末）

※補助対象期間とは異なり、年度末までの育成計画・記録をご提出いただきます。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和6年度												
令和7年度												
令和8年度												
令和9年度												
令和10年度												
令和11年度												

面談
各年度2回以上

3 申請例①基本編 (当初申請)

申請例①ー1 月賦返還の場合

手引きP. 28~35

＜想定ケース1＞保健 次郎

◆補助対象期間

- ①採用 令和6年4月1日
- ②手当制度創設 令和元年7月
- ③手当支給開始 令和6年10月
- ④奨学金返済開始 令和6年10月27日

→補助対象期間は
10月から

◆奨学金返還について

- 【割賦方法】 月賦
- 【割賦額】 14,333円
- 【返還開始】 令和6年10月27日から

◆手当等の支給について

- 【方法】 毎月手当
- 【月当たりの支給額】 14,300円

奨学金返還証明書に記載された年間の返還額を12で除した額を記入します。

別記様式第1号ー2 交付申請内訳 2枚目

4 返済スケジュール(今年度の月ごとの返済額を入力すること)※2

NO	氏名	返還方法※3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	返済額 (総額)	イ 一月当たりの返済額 (返済年額/12ヵ月) ※4	(単位:円) 今年度 返済月数 ※5
1	保健 次郎	月賦							14,333	14,333	14,333	14,333	14,333	14,333	85,998	14,333	6

5 支給スケジュール(今年度の月ごとの支給額を入力すること)※6

NO	氏名	支給方法※7	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	ア 支給額 (総額)	一月当たりの支給額	(単位:円) 今年度 支給月数 ※8
1	保健 次郎	手当							14,300	14,300	14,300	14,300	14,300	14,300	85,800	14,300	6

別記様式第1号ー2 交付申請内訳 1枚目

自動計算されます

2 対象者ごとの補助金交付申請額

No	氏名	奨学金返済相当 手当等支給額 (A)※1	寄付金その他 収入額 (B)	ア 寄付金を除く 支給額 (C)	イ 奨学金返済額 (D)※2	ウ 補助基準額 (E)※3	選定額 (F)※4	補助金交付申請額 (G)※5
1	保健 次郎	85,800		85,800	85,998	300,000	85,800	85,000

補助所要額は、
千円未満切り捨てです。

選定額は、以下の3つを比較したうちの最も低い額となります。 ⇒ 最も低い額であるア 85,800円が選定額となります。

- ア. 奨学金返済手当等の実際の支給額 85,800円 (= 14,300円×6ヵ月)
- イ. 実際の奨学金返済額 85,998円 (= 14,333円×6ヵ月)
- ウ. 補助基準額 300,000円 (= 50,000円×6ヵ月)

申請例①－2 月賦半年賦併用返還の場合

手引きP. 28～35

《想定ケース2》福祉 月子

◆補助対象期間

- ①採用 令和6年7月1日
- ②手当制度創設 令和元年7月
- ③手当支給開始 令和6年7月
- ④奨学金返済開始 平成27年10月27日

→補助対象期間は
7月から

◆奨学金返還について

- 【割賦方法】 月賦半年賦併用
- 【割賦額】 月賦 12,641円
半年賦 75,846円
- 【返還開始】 平成27年10月27日から

◆手当等の支給について

- 【方法】 毎月手当
- 【月当たりの支給額】 25,282円

【一月当たりの返済額の算出方法】
年額303,384円÷12月＝25,282円
※端数は切り上げ

別記様式第1号－2 交付申請内訳 2枚目

4 返済スケジュール(今年度の月ごとの返済額を入力すること)※2

NO	氏名	返還方法※3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	返済額 (総額)	イ 一月当たりの返済額 (返済年額/12ヵ月) ※4	今年度 返済月数 ※5
2	福祉 月子	月賦半年賦併用				88,487	12,641	12,641	12,641	12,641	12,641	88,487	12,641	12,641	265,461	25,282	9

5 支給スケジュール(今年度の月ごとの支給額を入力すること)※6

NO	氏名	支給方法※7	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	ア 支給額 (総額)	一月当たりの支給額	今年度 支給月数 ※8
2	福祉 月子	手当				25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	227,538	25,282	9

別記様式第1号－2 交付申請内訳 1枚目

自動計算されます

2 対象者ごとの補助金交付申請額

No	氏名	奨学金返済相当 手当等支給額 (A)※1	寄付金その他 収入額 (B)	ア 寄付金を除く支給額 (C)	イ 奨学金返済額 (D)※2	ウ 補助基準額 (E)※3	選定額 (F)※4	補助金交付申請額 (G)※5
2	福祉 月子	227,538		227,538	227,538	450,000	227,538	227,000

補助所要額は、
千円未満切り捨てです。

選定額は、以下の3つを比較したうちの最も低い額となります。 ⇒ 最も低い額であるア・イ 227,538円が選定額となります。

- ア. 奨学金返済手当等の実際の支給額 227,538円 (= 25,282円×9か月)
- イ. 実際の奨学金返済額 227,538円 (= 25,282円×9か月)
- ウ. 補助基準額 450,000円 (= 50,000円×9か月)

奨学金返済手当等をどのように支給するかについて検討するため、
3つの奨学金返済手当等の支給パターンを比較してみます。

《想定ケース2》福祉 月子

◆補助対象期間

- ①採用 令和6年7月1日
- ②手当制度創設 令和元年7月
- ③手当支給開始 令和6年7月
- ④奨学金返済開始 平成27年10月27日

→補助対象期間は
7月から

◆奨学金返還について

【割賦方法】

月賦半年賦併用
月賦 12,641円
半年賦 75,846円

【返還開始】

平成27年10月27日から

◆手当等の支給について ※3つの支給方法が想定される

支給例①

・補助対象期間中(7～3月)の返済総額265,461円を補助対象月数9月で均した額を毎月手当で支給。

支給例②

・年間の返済総額303,384円を12月で除した額を毎月手当で支給。

支給例③

・年間の返済総額303,384円を12月で除した額を3月に一時金で支給。

実際の返還額(例)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
奨学金返済額 (年間)	半年賦				75,846						75,846			303,384
	月賦	12,641	12,641	12,641	12,641	12,641	12,641	12,641	12,641	12,641	12,641	12,641	12,641	
月当たりの返済額 ※年間額を12月で除す →年間額303,384÷12か月=25,282円		25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	303,384

補助対象期間(7月～3月)の実際の返済額(枠内)の合計額は、
月賦12,641円×9回
+半年賦75,846円×2回
⇒**265,461円**です。
支給例①は、この額を
月割りして毎月支払う
パターンです。

支給例①	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
毎月手当で月当たり(補助対象期間中の返済額÷補助対象月数)の奨学金返済相当額を支給				29,501	29,495	29,495	29,495	29,495	29,495	29,495	29,495	29,495	265,461
支給例②	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
毎月手当で月当たり(1年間の返済総額÷12月)の奨学金返済相当額を支給				25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	25,282	227,538
支給例③	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
3月に一時金で支給												227,538	227,538

上限額

上限額は

227,538円

月当たりの奨学金返済額(25,282円)
×
補助対象月数(9月)
=227,538円

で算出されます。

奨学金返済手当等として、7月～3月の実際の返済額(計**265,461円**)を支払った場合(支給例①)も、
補助金の額は、「奨学金返済額」(前頁イ：月当たりの返済額25,282円×9か月=**227,538円**)が**上限**となります。
⇒ **227,538円が選定額**となります。

4 申請例②応用編

(年度途中の補助終了の場合等)

申請例②－1 年度途中の補助終了の場合(1)

手引きP. 28～45

＜想定ケース3＞健康 花子

◆補助対象期間

- ①採用 令和5年4月1日
- ②手当制度創設 令和元年7月
- ③手当支給開始 令和5年10月
- ④奨学金返済開始 令和5年10月27日

※令和6年12月31日付けで退職

→補助対象期間は
4月～12月

◆奨学金返還について

- 【割賦方法】 月賦半年賦併用
- 【割賦額】 月賦7,000円
半年賦42,000円
- 【返還開始】 令和5年10月27日から

◆手当等の支給について

- 【方法】 毎月基本給
- 【月当たりの支給額】 14,000円

交付申請

別記様式第1号－2 交付申請内訳 2枚目

4 返済スケジュール(今年度の月ごとの返済額を入力すること)※2

(単位:円)

NO	氏名	返還方法※3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	返済額 (総額)	一月当たりの返済額 (返済年額/12ヵ月) ※4	今年度 返済月数 ※5
4	健康 花子	月賦半年賦併用	7,000	7,000	7,000	49,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	49,000	7,000	7,000	168,000	14,000	12

5 支給スケジュール(今年度の月ごとの支給額を入力すること)※6

(単位:円)

NO	氏名	支給方法※7	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支給額 (総額)	一月当たりの支給額	今年度 支給月数 ※8
4	健康 花子	基本給	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	168,000	14,000	12

実績報告

12月で補助対象期間が終了

別記様式第2号－2 実績報告内訳 2枚目

4 返済スケジュール(今年度の月ごとの返済額を入力すること)※2

(単位:円)

NO	氏名	返還方法 ※3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	返済額 (総額)	一月当たりの返済額 (返済年額/12ヵ月) ※4	今年度 返済月数 ※5
4	健康 花子	月賦半年賦併用	7,000	7,000	7,000	49,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000				105,000	14,000	9

5 支給スケジュール(今年度の月ごとの支給額を入力すること)※6

(単位:円)

NO	氏名	支給方法 ※7	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支給額 (総額)	一月当たりの支給額	今年度 支給月数 ※8
4	健康 花子	基本給	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000				126,000	14,000	9

交付申請書提出後、令和6年12月31日付けで退職した場合は、補助対象期間が12月で終了となるため、実績報告では、4～12月の9ヵ月分を報告することになります。

申請例②－1 年度途中の補助終了の場合(1)

手引きP. 36～45

＜想定ケース3＞健康 花子

◆補助対象期間

- ①採用 令和5年4月1日
- ②手当制度創設 令和元年7月
- ③手当支給開始 令和5年10月
- ④奨学金返済開始 令和5年10月27日

※令和6年12月31日付けで退職

→補助対象期間は
4月～12月

◆奨学金返還について

- 【割賦方法】 月賦半年賦併用
- 【割賦額】 月賦7,000円
半年賦42,000円
- 【返還開始】 令和5年10月27日から

◆手当等の支給について

- 【方法】 毎月基本給
- 【月当たりの支給額】 14,000円

別記様式第2号－2 実績報告内訳 2枚目

4 返済スケジュール(今年度の月ごとの返済額を入力すること)※2

NO	氏名	返還方法 ※3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	イ 返済額 (総額)	一月当たりの返済額 (返済年額/12ヵ月) ※4	今年度 返済月数 ※5
4	健康 花子	月賦半年賦併用	7,000	7,000	7,000	49,000	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000			105,000	14,000	9

5 支給スケジュール(今年度の月ごとの支給額を入力すること)※6

NO	氏名	支給方法 ※7	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	ア 支給額 (総額)	一月当たりの支給額	今年度 支給月数 ※8
4	健康 花子	基本給	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000				126,000	14,000	9

別記様式第2号－2 実績報告内訳 1枚目

自動計算されます

年度途中の退職の場合、このセルのみ
金額を入力します。(自動計算されません。)

2 対象者ごとの補助所要額

No	氏名	奨学金返済相当 手当等支給額 (A)※1	寄付金その他 収入額 (B)	ア 寄付金を除く支給額 (C)	イ 奨学金返済額 (D)※2	ウ 補助基準額 (E)※3	交付決定額 (F)※4	選定額 (G)※5	補助所要額 (H)※6
4	健康 花子	140,000		126,000	105,000	450,000	168,000	126,000	140,000

補助金交付申請額は、
千円未満切り捨てです。

選定額は、以下の3つを比較したうちの最も低い額となります。 ⇒ 最も低い額であるイ 105,000円が選定額となります。

- ア. 奨学金返済手当等の実際の支給額 126,000円
- イ. 実際の奨学金返済額 105,000円
- ウ. 補助基準額 450,000円 (= 50,000円×9ヵ月)

申請例②-2 年度途中の補助終了の場合(2)

手引きP. 28~45

《想定ケース4》東京 太郎

◆補助対象期間

- ①採用 令和3年10月1日
- ②手当制度創設 令和元年7月
- ③手当支給開始 令和3年10月
- ④奨学金返済開始 平成28年10月27日

※令和7年3月1日付けで
補助対象外事業所へ異動(転出)

→補助対象期間は
4月~2月

◆奨学金返還について

【割賦方法】 月賦
【割賦額】 月賦16,167円
【返還開始】 平成28年10月27日から

◆手当等の支給について

【方法】 一時金(3月に一括支給)
【月当たりの支給額】 16,167円

交付申請

別記様式1-2 交付申請内訳 2枚目

4 返済スケジュール(今年度の月ごとの返済額を入力すること)※2

(単位:円)

NO	氏名	返還方法※3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	返済額 (総額)	一月当たりの返済額 (返済年額/12ヵ月) ※4	今年度 返済月数 ※5
3	東京 太郎	月賦	16,167	16,167	16,167	16,167	16,167	16,167	16,167	16,167	16,167	16,167	16,167	16,167	194,004	16,167	12

5 支給スケジュール(今年度の月ごとの支給額を入力すること)※6

(単位:円)

NO	氏名	支給方法※7	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支給額 (総額)	一月当たりの支給額	今年度 支給月数 ※8
3	東京 太郎	一時金												194,004	194,004	16,167	12

実績報告

2月で補助対象期間が終了

別記様式2-2 実績報告内訳 2枚目

4 返済スケジュール(今年度の月ごとの返済額を入力すること)※2

(単位:円)

NO	氏名	返還方法 ※3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	返済額 (総額)	一月当たりの返済額 (返済年額/12ヵ月) ※4	今年度 返済月数 ※5
3	東京 太郎	月賦	16,167	16,167	16,167	16,167	16,167	16,167	16,167	16,167	16,167	16,167	16,167		177,837	16,167	11

5 支給スケジュール(今年度の月ごとの支給額を入力すること)※6

(単位:円)

NO	氏名	支給方法 ※7	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支給額 (総額)	一月当たりの支給額	今年度 支給月数 ※8
3	東京 太郎	一時金											177,837	194,004	177,837	16,167	11

交付申請後、令和7年3月1日付けで補助対象外事業所へ異動した場合は、補助対象期間が2月で終了となります。
交付申請時点では一時金を3月に一括支給する予定でしたが、**奨学金返済手当等は対象者が在籍している間に支給する必要がある**ため、**この例では2月に支給**しています。
なお、**一時金を2月中に支給しない限り、奨学金返済手当等の支給額は0円となり、選定額(最も低い額)は0円**となります。

申請例②－3 返済を滞納した場合

手引きP. 28～45

《想定ケース5》新宿 宏美

◆補助対象期間

- ①採用 令和3年9月1日
- ②手当制度創設 令和元年7月
- ③手当支給開始 令和3年9月
- ④奨学金返済開始 平成30年10月27日

→補助対象期間は
4月～3月

◆奨学金返還について

- 【割賦方法】 月賦
【割賦額】 月賦13,000円
【返還開始】 平成30年10月27日から

◆手当等の支給について

- 【方法】 毎月手当
【月当たりの支給額】 13,000円

11月を除いた
11か月となります。

別記様式2－2 実績報告内訳 2枚目

4 返済スケジュール(今年度の月ごとの返済額を入力すること)※2

NO	氏名	返還方法 ※3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	返済額 (総額)	一月当たりの返済額 (返済年額÷12ヵ月) ※4	今年度 返済月数 ※5
5	新宿 宏美	月賦	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000		13,000	13,000	13,000	13,000	143,000	13,000	11

5 支給スケジュール(今年度の月ごとの支給額を入力すること)※6

NO	氏名	支給方法 ※7	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	支給額 (総額)	一月当たりの支給額	今年度 支給月数 ※8
5	新宿 宏美	手当	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000	156,000	13,000	12

別記様式2－2 実績報告内訳 1枚目

2 対象者ごとの補助所要額

自動計算されます

No	氏名	奨学金返済相当 手当等支給額 (A)※1	寄付金その他 収入額 (B)	ア 寄付金を除く支給額 (C)	イ 奨学金返済額 (D)※2	ウ 補助基準額 (E)※3	交付決定額 (F)※4	選定額 (G)※5	補助所要額 (H)※6
5	新宿 宏美	156,000		156,000	143,000	550,000	143,000	143,000	143,000

補助所要額は、
千円未満切り捨て
です。

選定額は、以下の3つを比較したうちの最も低い額となります。 ⇒ 最も低い額であるイ 143,000円が選定額となります。

- ア. 奨学金返済手当等の実際の支給額 156,000円
イ. 実際の奨学金返済額 143,000円 (=13,000円×11か月)
ウ. 補助基準額 550,000円 (=50,000円×11か月)

※対象者が奨学金返済を滞納した場合、滞納した月を除いた月数で奨学金返済額(イ)を算出することとなります。

滞納した月分の奨学金手当等を法人が支給していたとしても、奨学金返済額(イ)が支給額(ア)より低い額であれば、奨学金返済額が選定額となります。

最後に

お問合せ

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室 介護人材育成担当

HP : <https://www.fukushizaidan.jp/117shougakukin/>

TEL: 03-6302-0280

FAX: 03-3344-8531

MAIL: syogakukin@fukushizaidan.jp

※お問い合わせは、「質問票」を用いてFAXまたはメールにてお願いいたします。

※交付申請書・実績報告書様式は、上記東京都福祉保健財団HPに掲載予定です。

ありがとうございました。